

壱岐市農業委員会定例会（令和２年１２月）

議 事 録

1. 開催日時 令和２年１２月１８日（金） 午後４時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 ２階 第４会議室
3. 出席委員 ・・・・農業委員会長 外 農業委員 １７名
4. 欠席委員 ・・・・委員
5. 事務局職員 事務局長 ・・・・ 係長 ・・・・ 主事 ・・・・
6. 議事日程
 - 第１．議事録署名委員の指名 ・・・・委員 ・・・・委員
 - 第２．議案第６１号 農地法第３条の規定による許可申請について
議案第６２号 農地法第５条の規定による許可申請について
議案第６３号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する
意見について
議案第６４号 令和２年度農用地利用集積計画の承認について
（第５回）

7. その他

事務局 皆さん改めましてこんにちは。

１２月１日と４日に開催致しました令和２年度 農業委員会研修会に、ご参加頂きましてありがとうございました。

ご案内の時間前ではありますが、本日出席されます農業委員さん方は全員お揃いであるので、只今より令和２年１２月の農業委員会の総会を開催致します。

本日は、・・・委員さんから欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は１９名中１８名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、・・・会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより早速議事に入ります。まず日程第１の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第１８条第２項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・・委員、・・・委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

事務局

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

はい、議案第61号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので、「農地所有適格化法人要件」の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用也没有ありません。

それから、3件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くことになります。

21番 土地の所在

郷ノ浦町志原西触 字鳥越・・・・・・地目 田 面積 360㎡

譲渡人・・・・・・

譲受人・・・・・・

経営地は、田が5,703㎡、畑が4,100㎡、計9,803㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住で管理出来ない為、長年耕作している譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・いちごの栽培です。農機具は、トラクター、バインダー、ハーベスターを所有してあります。田植機はリースされてあります。農作業暦は本人20年、父60、母25年です。通作距離は300m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻・飼料を作付ける予定で

あり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月16日に・・・委員さんと譲受人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 はい、皆さんこんにちは。地区担当の・・・です。事務局の説明の通り16日の日に譲受人のお父さん立ち会いの下に現地を確認致しました。

申請農地は、現在、・・・さんが米の後、飼料を作付けてありこれからも米を作付けるという事でありましたので、何も問題はないと思いますが、皆様方のご審議よろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第61号21番は決定いたします。

続きまして、22番の説明を求めます。

事務局 はい、22番 土地の所在

勝本町本宮東触	字石原	・・・・・・	地目	田	面積	196㎡
---------	-----	--------	----	---	----	------

同じく		・・・・・・	地目	田	面積	465㎡
-----	--	--------	----	---	----	------

同じく		・・・・・・	地目	田	面積	325㎡
-----	--	--------	----	---	----	------

計 田が3筆で986㎡

譲渡人 ・・・・・・

譲受人 ・・・・・・

経営地は、田が4, 722㎡、畑が2, 790㎡、計7, 512㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で管理できない為、譲受人へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具は、管理機、トラクター、軽トラを所有してあります。田植え、稲刈りは委託をされてあります。農作業暦は本人、妻共に40年です。通作距離は700m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻・飼料を作付ける計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月16日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

松永委員 地区担当の・・・でございます。事務局の説明の通り12月16日に現地を確認しました。

申請農地は、・・・さんが譲り受けて米と飼料作物を作る予定であります。

何ら問題はないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第61号22番は決定いたします。

続きまして、23番の説明を求めます。

事務局 はい、2頁をお願いします。23番 土地の所在

芦辺町諸吉東触 字奈良・・・・・・ 地目 畑 面積 641㎡

譲渡人・・・・・・

譲受人・・・・・・

経営地は、田が6,537㎡、畑が7,813㎡、計14,350㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 長年耕作している農地の為、買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に飼料・いちごの栽培です。農機具は、管理機、トラクター、軽トラを所有しております。田植え、稲刈りは委託されてあります。農作業暦は本人、妻共に50年、子供さんが15年です。通作距離は50m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。12月16日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 こんにちは。担当の・・です。先程、事務局より説明のあったとおり12月16日、譲受人の立ち会いのもと、現地を確認いたしました。

現在、・・さんは、飼料を作付けておられます。購入後も飼料を作付け農業に従事するとの事ですので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第61号23番は決定いたします。

続きまして、議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。

議案第62号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

10番 土地の所在

郷ノ浦町庄触 字歳ノ尾 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 畑 面積 245㎡

転用目的 一般個人住宅

貸付人 ・ ・ ・ ・ ・

借受人 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由 現在、借家住まいの為、妻が所有する申請地に居宅を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は、使用貸借です。

農業振興地域外の農地で、農地の分類は、申請農地から300m以内に市役所が存在する。第3種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。12月15日に、・・委員さんと伊佐藤さんご夫婦立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆様ご苦労様です。地区担当の・・です。事務局の説明のとおり12月15日に現地確認を行いました。

・・さんは、現在、借家に住んであるという事ではありますが、今年、家族が増えまして奥さんの農地に住宅を新築したいという事があります。場所は文化ホールから入りまして古城団地に抜ける途中の右手側にありまして、家と家の間に挟まれた申請地となっております。

汚水につきましては、合併浄化槽を設置され雨水等も道路側溝に流されるという事がありますので、周辺には農地という農地はありませんので、特に何ら

問題はないと思います。

皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第62号10番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第63号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、7頁をお願いします。

議案第63号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

6番 土地の所在、

芦辺町深江栄触 字西原 ・ ・ ・ ・ ・の一部 地目 畑 面積 1,110㎡のうち473㎡

除外目的、住宅用地

申請人 ・ ・ ・ ・ ・

申請理由、現在、借家に住んでおり家族も増えた為、申請地に居宅を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は8頁から10頁です。

12月16日に・・委員さんと申請人と農地の所有者立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・委員。

・・委員

皆さんこんにちは。只今、事務局の説明のとおり12月16日に現地確認を行いました。

・・さんは、現在、市営の団地に住んでおられますが、子供さんが大きくなられた事に加え、今年家族が増えられて手狭に感じるようになったという事で、奥さんのお父さん所有の農地に持ち家を建築したいと相談されたところ、応じて良いよとの事で、今回、農業振興地域内農用地の除外申請を行いたいという事でございます。

奥さんの実家に隣接した農地でありますので、問題はなかろうかと思いますが皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第63号6番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第64号「令和2年度 農用地利用集積計画の承認について（第5回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、11頁をお願いします。

議案第64号「令和2年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度5回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

今回、利用権設定の件数は90件、借手が55人、貸手が84人です。

田が142筆で180, 800㎡、畑が80筆で91, 598㎡、合計が222筆で272, 398㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思います。内容につきましては、12頁～19頁に掲載を致しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますけど、この件につきましては、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第64号も決定致します。

議長

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。